

總 則 編

目次

第1節	計画の目的と構成	1
第2節	基本方針	2
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	上野原市の現況	13
第5節	災害危険性	15

第1節 計画の目的と構成

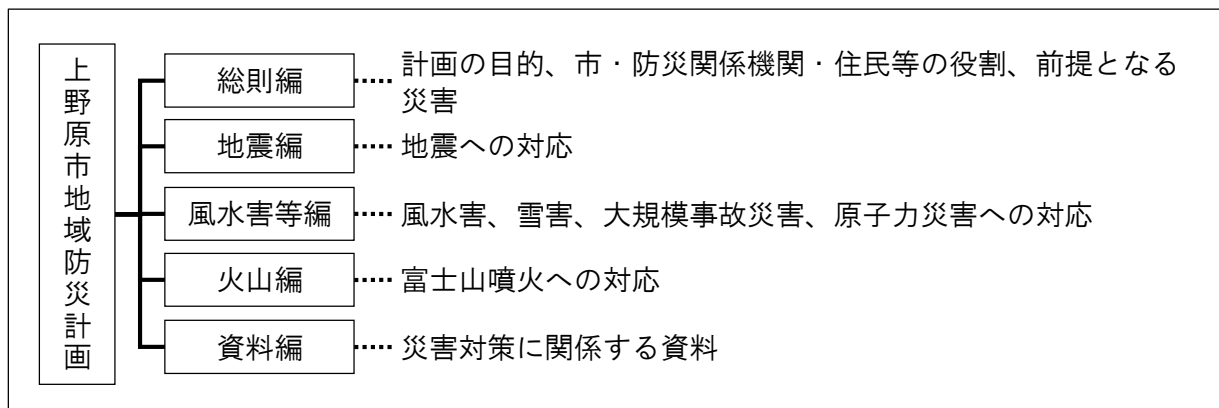
第1 計画の目的

上野原市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の防災に関する基本的事項を総合的に定めることにより住民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、上野原市防災会議が策定する。

第2 計画の構成

本計画が対象とする災害は、地震、風水害、雪害、大規模事故災害、原子力災害、火山災害等とし、次の5編で構成する。

なお、各編において共通する計画については、原則として地震編を準用する。



第3 計画の性格

本計画は、市、県及び防災関係機関の行う防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示す。

本計画に示した対策の実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ、別途、それぞれの機関が定める。

第4 計画の修正

本計画は、防災基本計画（中央防災会議）、山梨県地域防災計画（山梨県防災会議）等の上位計画の改定、災害対策基本法等の防災関連法令の改正、市のその他計画、大規模災害で得られた教訓等を反映して、必要に応じ修正を行う。

第2節 基本方針

第1 災害対策の基本理念

災害対策について、災害対策基本法においては次の事項を基本理念として掲げている。市の災害対策においてもこれを基本理念として遂行する。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。
- 7 男女共同参画の観点から、防災に関する政策決定及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮する等、様々な方々の参画により、多様性に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。
- 8 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の災害時要配慮者に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。

第2 基本方針

国の防災基本計画（中央防災会議）は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識の下、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方を防災の基本方針として規定し、人命を守ることを最優先に実施していかなければならない」としている。

市においても、この「減災」を防災の基本方針とし、自助・共助・公助が一体となった防災力の強化に努める。

1 減災を重視した防災対策

住民の生命、身体及び財産を守ることを第一義としたうえで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、災害に強いまちづくりの推進を図る。

2 自助・共助・公助による防災力の向上

大規模災害に対しては、行政による「公助」のみで対応することは困難である。そのため、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は地域のみんなで守る「共助」と連携を図り、市の防災力を向上させる。

3 要配慮者の支援

災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への支援が必要になる。特に、避難に際しては、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難のため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対しては、安否を確認し避難の手助けが必要となる。

そのため、市、防災関係機関及び地域住民が協力して支援する体制を構築する。

4 多様性への配慮

大規模災害においては、避難生活における生活環境、物資の供給、避難所運營業務等において、高齢者、障がい者、女性、妊産婦、乳幼児等、様々な方々への配慮が必要となる。

そのため、男女共同参画のみならず、多種多様な方々の参画により、被災者のニーズに配慮した災害対策を進める。

5 広域連携体制の構築

大規模災害に対しては、市の防災力では対応が困難である。

そのため、県内外の自治体との相互応援、関係機関・事業者・団体等の応援等、迅速かつ確実に支援を受けることができるよう広域連携体制を構築する。

6 市の地域特性の反映

市は、四方を山地で囲まれた地域にあり、土砂災害の発生、集落の孤立等が懸念される。さらに、人口の高齢化による住民の避難行動及び避難生活での支援が重要となっている。

また、富士山の大規模噴火では降灰だけでなく溶岩流も想定される。

このような市の災害特性を考慮した防災対策を推進する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関^{※1}

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関^{※2} 及び指定地方公共機関^{※3}

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

※ 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※1 指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※2 指定公共機関：東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

※3 指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び県の地域において、電気、ガス等の公益的事業を営む法人で県知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設の整備及び点検

- カ 自主防災組織の指導・育成
 - キ 災害に関する調査研究
 - ク 防災上必要な調査及び被害想定を作成
 - ケ 危険物等災害予防対策の推進
 - コ 住民が実施する災害対策の推進
 - サ 火災対策の推進
 - シ 前各項のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 災害警戒本部、災害対策本部の設置及び運営
 - イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ウ 警報の発令、伝達及び広報の実施
 - エ 防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - オ 災害に備えた人員及び資機材の配備手配
 - カ 避難指示等及び避難者の保護
 - キ 火災発生防止及び水防体制の整備、発災時の消防及び水防その他の応急措置
 - ク 被災者の救出、救助その他の保護
 - ケ 要配慮者の安全確保
 - コ 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の供給
 - サ 応急教育の実施
 - シ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ス 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - セ 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - ソ 緊急輸送の確保
 - タ 県その他関係機関に対する応援要請
 - チ 前各項のほか、災害発生の防衛及び拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ 激甚災害に関する調査及び指定への協力
 - エ 前各項のほか、将来の災害に備える措置

2 県

- (1) 災害予防
- ア 防災組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
 - カ 防災に関する施設の整備及び点検
 - キ 過去の災害に係る情報の収集、整理等
 - ク 前各項のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 警報の発令及び伝達、避難の指示並びに市町村が避難指示等を行う際において必要な助言の実施
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救出、救助その他の保護
 - オ 被災者等からの相談窓口の設置
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ 前各項のほか、災害発生の防衛及び拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ 前各項のほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携
- ウ 管区内防災関係機関との調整
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- オ 警察通信の確保及び統制

(2) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 立会関係
 - 各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）
- イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与

- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可
- (3) 関東信越厚生局
 - ア 管内の情報収集及び伝達に関すること
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (5) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (6) 関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (7) 関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保
 - イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策
- (8) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (9) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等の必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助の調整
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (10) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(11) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
- ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(12) 山梨労働局

- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- エ 災害復旧工事における安全の確保

(13) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

- ア 防災対策の基本方針等の策定
- イ 災害予防
 - (ア) 災害対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
- ウ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 政府本部への対応等
 - (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (キ) 災害発生時における交通の確保等
 - (ク) 緊急輸送
 - (ケ) 代替輸送
 - (コ) 二次災害の防止対策
 - (サ) ライフライン施設の応急復旧
 - (シ) 地方自治体等への支援

- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- エ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用
 - (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - (キ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (14) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (15) 南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- (16) 国土地理院関東測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視

4 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - ア 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（八王子支社）

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- イ 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- イ 災害対策基本法に定める対策措置

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 管轄する高速道路等の耐震整備
- イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- ウ 高速道路の早期災害復旧

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）

- ア 電力供給施設の災害予防措置
- イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(8) 日本銀行（甲府支店）

- ア 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請

- イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
- (9) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）
- ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急バス株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
- (3) ガス供給機関（一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会上野原地区）
- ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（山梨県医師会、北都留医師会上野原地区）
- ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農林業関係団体（クレイン農業協同組合、北都留森林組合、南都留森林組合）
- ア 市が行う農林業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保及び斡旋
- (2) 桂川漁業協同組合
- ア 利用者等の避難誘導
 - イ 漁業関係被害調査等の協力

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 上野原市商工会等中小企業関係団体
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋
- (4) 上野原市建設業協力会
 - ア 災害時における公共土木施設等の被害状況の把握及び報告
 - イ 災害時における公共土木施設等の応急・復旧対策
- (8) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- (9) 東部地域広域水道企業団
 - ア 応急給水
 - イ 水道施設の被害調査及び復旧
- (10) 公益財団法人山梨県下水道公社
 - ア 関係機関との連絡調整
 - イ 被害状況の報告と支援要請の依頼
- (11) 上野原市歯科医師会、上野原市薬剤師会
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 医薬品備蓄状況確認及び調達
- (12) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、上野原市社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (13) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (14) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (15) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (16) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立及び実施

第4節 上野原市の現況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

市は、山梨県の最東部にあり首都中心部から約60～70km圏に位置する。東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市及び都留市、北は小菅村及び東京都西多摩郡に隣接している。

市の大きさは、南北方向に21.6km、東西方向に15.3kmで、面積は170.57km²、県土の3.8%を占める。

2 地勢

市には、中央自動車道上野原IC及び談合坂スマートIC、JR中央本線上野原駅及び四方津駅、国道20号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な位置を占めている。

また、市域を流下する桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなしている。

なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水道供給源となっている。

3 地質

地質は、大きく3つに分類される。北部は四万十層群に属する地層で、砂岩、粘板岩、頁（けつ）岩、千枚岩及び輝緑凝灰岩からなり、中部は富士川層群に属する地層で、泥（でい）岩、礫岩及び歪角礫岩からなる。

また、南部は御坂層群に属する地層で、石英安山岩質凝灰岩、凝灰角礫岩、石英安山岩、凝灰岩等からなり、それぞれの地層は断層により境されている。

4 断層

(1) 藤の木―愛川構造線

四万十層群と富士川層群・御坂層群とが接する面の断層で、犬目、矢坪、桑久保、登下、鏡渡橋を通り東方へ至っている。

(2) 鶴川破碎帯

相模湖の西岸から相模原市緑区佐野川の上岩、桐原地区の小伏、大垣外、小桐、西原地区の藤尾、原、飯尾を通り、小菅村の鶴峠、丹波山村に達する断層で、幅の広い破碎帯を持ち、地形上でもケルンコル・ケルンバット地形が連続して発達している。

5 気象

気象条件は、周囲を山々に囲まれた複雑な地形に左右されることが多く、総じて内陸的である。夏冬の寒暖差、昼夜の温度差が大きく、また降雨量が少ない特徴がある。

第2 社会的条件

1 人口

人口は、平成7年に30,248人でピークを迎えて以降、減少傾向に転じ、令和4年1月1日現在、22,361人、10,053世帯数となっている。

年齢構成は、0～14歳の年少人口が8.0%、15～64歳の生産年齢人口が54.3%、65歳以上の高齢者人口が37.7%となっている。

年	総人口	増加		世帯数	1世帯 当たり 人員	高齢者人口			
		数	率			人口	割合	県割合	国割合
昭和55年	人 27,878	人 △533	% 1.87	世帯 7,137	人 3.91	人 3,106	% 11.1	% 11.6	% 9.1
60	27,772	△106	△0.38	7,398	3.75	3,574	12.9	12.9	10.3
平成2	27,790	18	0.06	7,897	3.52	4,315	15.5	14.8	12.0
7	30,248	2,458	8.84	9,562	3.16	5,206	17.2	17.1	14.5
12	30,157	△91	△0.30	10,012	3.01	5,968	19.8	19.5	17.3
17	28,986	△1,171	△3.88	10,262	2.82	6,638	22.9	21.9	20.2
22	27,114	△1,872	△6.46	10,032	2.70	7,118	26.3	24.5	23.0
27	24,805	△2,309	△8.52	9,661	2.57	7,833	31.6	28.4	26.6
令和2	22,669	△2,136	△8.61	9,509	2.38	8,254	36.7	31.1	28.7

資料：国勢調査

2 産業

平成27年国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が1.7%、第2次産業が33.0%、第3次産業が65.3%となっている。

3 土地利用

土地利用状況は、宅地4.76km²(2.8%)、農用地2.98km²(1.8%)、森林等138.10km²(80.9%)となっており、宅地、農地の割合が低く、森林等の割合が高くなっている(平成27年3月第1次国土利用計画)。

4 交通

(1) 公共交通

市をJR中央本線が東西方向に横断し上野原駅と四方津駅の2つの駅がある。東京に近いため両駅から東京方面への通勤・通学に多くの人利用している。

住民の重要な交通機関であるバス路線は、富士急バス(株)によって運行され、上野原駅と市内各地区を結んでいる。

(2) 道路交通

市には、近隣都県との交通の拠点として中央自動車道の上野原IC及び談合坂スマートICがあるほか、近隣市町村とを結ぶ道路として、東西に走る国道20号、主要地方道大月上野原線、南北に走る主要地方道上野原あきる野線、主要地方道上野原丹波山線、主要地方道四日市場上野原線等を中心に、一般県道5路線のほか、市道等が市内全域を結んでいる。

第5節 災害危険性

第1 災害履歴

1 地震災害

市では、1923（大正12）年の関東大震災において3名の死者（山梨県全体では死者20名）が発生した記録が残されている。1924（大正13）年の丹沢地震、1996（平成8）年の地震で負傷者が発生している。

また、これまでも山梨県東部、神奈川県西部等を震源とする地震が度々発生しており、家屋、道路等に被害が生じたこともある。

2 風水害

市で死者が発生した災害は、1934（昭和9）年の室戸台風（死者3名）及び1982（昭和57）年の台風10号（死者1名）が挙げられる。

その他、1959（昭和34）年の伊勢湾台風では、死者は発生していないものの、重傷者1名のほか家屋の全壊が24棟、半壊が392棟等、甚大な被害が発生している。

近年では、死者や家屋の損壊等の直接的に人命が危険にさらされるような災害は発生していないものの、斜面崩落による道路等の損壊は毎年のように発生している。

特に1997（平成9）年9月、1998（平成10）年8月、2011（平成23）年7月及び9月には、大雨により多くの箇所では土砂崩れが発生し、道路及び河川の閉塞等の被害が発生している。

第2 災害危険区域等

市においては、土砂災害に関連する法令により危険区域・危険箇所が指定されている。これらの指定状況は、次のとおりである。

1 土砂災害警戒区域

区分	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域	469箇所	166箇所	21箇所	656箇所
うち特別警戒区域	455箇所	129箇所	0箇所	584箇所

令和3年2月1日現在

2 地すべり防止区域

（林野庁所管）5箇所、（国土交通省所管）1箇所

令和2年4月1日現在

3 急傾斜地崩壊危険区域

7地区10箇所

令和2年2月1日現在

4 山地災害危険地区

崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	合計
214箇所	41箇所	8箇所	263箇所

平成30年3月1日現在

第3 地震災害の想定

県は、県内における地震防災対策の前提となる基礎資料を得ることを目的として、地震被害想定調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を、平成17年に「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を公表した。

県が実施したこれらの地震被害想定調査結果を本計画の前提とする。

1 地震被害想定（東海地震を除く）

県に大きな被害をもたらすと予想される5つの地震を想定地震としている。それぞれの被害の概要は、次のとおりである。

(1) 想定地震

想定地震は、次のとおりである。

想定地震	マグニチュード	震央位置
南関東直下プレート境界地震	7.0	山梨県及び神奈川県の間境
釜無川断層地震	7.4	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置
藤の木愛川断層地震	7.0	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置
曾根丘陵断層地震	6.1	甲府市の近くに位置
糸魚川－静岡構造線地震	7.0	山梨県の西部に位置

(2) 被害想定的前提条件

ア 山梨県を500m×500mメッシュに区切り想定

イ 火災発生の危険性の高い冬の夕方6時を想定

(3) 調査結果

市においては、5つの想定地震のうち、藤の木愛川断層地震による被害が最も大きく、建物倒壊による死者が123人、崖崩れによる死者が2人、重傷者が108人、軽傷者が1,202人と予測されている。

また、建物の全半壊は約4,500棟、住居制約者数は約12,000人に上り、甚大な被害が予想されている。

その他の想定地震では、南関東直下プレート境界地震及び釜無川断層地震で死者の発生、曾根丘陵断層地震及び糸魚川－静岡構造線地震で軽微な被害が予測されている。

各想定地震の被害予測結果は、次のとおりである。

想定地震		南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川－静岡構造線地震	
最大震度		5弱	4以下	6弱	4以下	4以下	
急傾斜地の危険度	高	68	64	77	4	4	
	有	9	13	0	64	64	
	低	0	0	0	9	9	
建物被害	全壊	数	18棟	3棟	2,586棟	0棟	0棟
		率	0.20%	0.03%	29.07%	0.00%	0.00%
	半壊	数	100棟	32棟	2,022棟	0棟	0棟
		率	1.12%	0.36%	22.62%	0.00%	0.00%
焼失棟数		0棟	0棟	13棟	0棟	0棟	
停電契約口	数	233口	0口	4,123口	0口	0口	
	率	1.52%	0.00%	26.90%	0.00%	0.00%	
断水世帯	数	2,298世帯	1,801世帯	7,397世帯	1,402世帯	1,464世帯	
	率	25.09%	19.67%	80.77%	15.31%	15.99%	
人的被害	死者	3人	2人	125人	0人	0人	
	重傷者	11人	6人	108人	0人	0人	
	軽傷者	85人	35人	1,202人	0人	0人	
住居制約	世帯数	74世帯	22世帯	3,942世帯	0世帯	0世帯	
	人数	233人	68人	12,401人	0人	0人	

2 東海地震の被害想定

県は、中央防災会議（内閣府）による新たな東海地震の想定震源域、想定震度分布の公表、東海地震防災対策強化地域の見直し等を踏まえ、平成15年度、16年度の2か年にわたり東海地震の被害想定調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を公表した。

市の被害の概要は、次のとおりである。

(1) 想定地震及び前提条件

震源は、平成13年に中央防災会議（内閣府）が公表したものと同一である。

項目	設定
想定地震	東海地震（マグニチュード8.0）
想定の子節・時間帯	①冬の朝5時、②春秋の昼12時、③冬の夕方18時
予知ケース	①予知なし、②予知あり

(2) 調査結果

ア 地震動・液状化

震度は、南部の秋山地区等で震度5強とやや強く、中部から北部の多くの地域では震度5弱である。液状化危険度は大鶴地区・巖地区・島田地区の鶴川沿い、桂川沿いで「極小」である。

イ 斜面崩壊危険度

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所について、地震によって崩壊する危険性の高いランクAは7箇所ある。

第5節 災害危険性

項目	ランク A	ランク B	ランク C	計
急傾斜地崩壊危険箇所数	6箇所	78箇所	196箇所	280箇所
地すべり危険箇所数	1箇所	15箇所	0箇所	16箇所
合計	7箇所	93箇所	196箇所	296箇所

※ランク A：危険性が高い ランク B：危険性がある ランク C：危険性が低い

ウ 人的・建物・火災・交通・ライフライン被害

被害量は5時のケースが最大で、12時と18時のケースでは、ほぼ同じ程度の被害である。

人的被害は、「予知あり」のケースで被害が半分程度以下となる。

建物及びライフラインの被害は全体的に軽微である。

その他、斜面崩壊により鉄道が運行不能となる箇所が発生したり、道路で軽微な被害が発生したり、また、多くの通話が電話回線に集中するため、数日間かかりにくい状況も予想される。

			5時		12時		18時	
			予知なし	予知あり	予知なし	予知あり	予知なし	予知あり
人的被害	死者	建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		斜面崩壊	2人	1人	2人	1人	2人	1人
		合計	2人	1人	2人	1人	2人	1人
	重傷者	建物被害	3人	2人	3人	2人	3人	2人
		斜面崩壊	3人	2人	2人	1人	2人	1人
		合計	6人	4人	5人	3人	5人	3人
	軽傷者	建物被害	27人	11人	19人	8人	18人	7人
		斜面崩壊	5人	2人	4人	2人	4人	2人
		合計	32人	13人	23人	10人	22人	9人
	要救助者	木造	1人	1人	0人	0人	0人	0人
		非木造	1人	0人	1人	1人	1人	1人
		合計	2人	1人	1人	1人	1人	1人
建物被害	全壊	ゆれ・液状化	1棟 (0.0%)					
		斜面崩壊	13棟 (0.1%)					
	半壊	ゆれ・液状化	194棟 (1.7%)					
		斜面崩壊	31棟 (0.3%)					
	火災	被害なし						
ライフライン被害	上水道	発災直後	44戸 (0.5%)					
		1日後	42戸 (0.4%)					
		2日後	38戸 (0.4%)					
		1週間後	6戸 (0.1%)					
	下水道	被害なし						
	LPガス	158戸 (1.6%)						
	電力	被害なし						

エ 生活支障

生活支障の予測結果は、次のとおりである。

項目		1日後	1週間後	1ヶ月後
短期的住機能支障	避難所生活者数	81人	60人	46人
	避難所外生活者数	44人	32人	25人
	合計	125人	92人	71人
中期的住機能支障	応急仮設住宅	11世帯		
長期的住機能支障	公営住宅入居	7世帯		
	民間賃貸住宅入居	1世帯		
	持家購入・建替	2世帯		
	自宅改修・修理	0世帯		
仮設トイレ需要量	需要量	1日後	2基	
		1週間後	2基	
がれき発生量	木造倒壊による	重量	2.7千トン	
		体積	5.2千m ³	
	非木造倒壊による	重量	0.3千トン	
		体積	0.2千m ³	
	焼失による	重量	0.0千トン	
		体積	0.0千m ³	
	合計	重量	3.0千トン	
		体積	5.4千m ³	

3 その他の地震

(1) 南海トラフ巨大地震

中央防災会議は、南海トラフで発生するマグニチュード9クラスの巨大地震の被害想定を行った（平成24年）。

これによると、市域では最大で震度6弱の揺れが予測された。

なお、南海トラフ巨大地震では、東海地方から中部、近畿及び四国にかけての広範囲に、大津波と地震による甚大な被害が予想されている。

(2) 首都直下地震

中央防災会議は、首都圏直下で発生する可能性がある19タイプの大規模地震の被害想定を行った（平成25年）。

これによると、市域では立川市直下地震（マグニチュード7.3）のケースが最も揺れが大きくなり、中心部から北部にかけて震度6弱、その他の地域で震度5強の揺れが予測された。

(3) 神縄・国府津－松田断層帯の地震ほか

神奈川県は、神奈川県で発生する可能性がある7タイプの大規模地震の被害想定を行った（平成21年）。

これによると、神縄・国府津－松田断層帯地震（マグニチュード7.5）及び南関東地震（マグニチュード7.9）のケースで、市と接する相模原市緑区の南西部において局地的に最大震度6強が予測されており、市南部においても震度6強の揺れとなるおそれがある。

第3 風水害の想定

大雨による中小河川の増水、道路及び宅地等の冠水、土砂災害警戒区域における急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの発生等の災害を前提とする。

第4 雪害の想定

平成26年2月14日～15日にかけての降雪では、甲府地方気象台の観測史上、最大の114cmを

第5節 災害危険性

記録する大雪となった。市内でも消防署で104 cm、山間部では120 cmの積雪を記録し、市全域に渡り交通網が遮断され公共交通機関は全て停止した。山間部では雪崩や停電が発生し、市を含む県全域で災害救助法が適用された。

このような積雪による交通の停止、雪崩、停電等の社会生活への影響、農林業等への被害を雪害の前提とする。

第5 大規模事故災害の想定

危険物等施設における爆発、火災、危険物の流出等の事故、航空機の墜落・炎上による多数の死傷者を伴う事故、橋梁の落下、トンネル・擁壁等の崩落、危険物等を積載する車両等の事故を大規模事故の前提とする。

第6 原子力災害の想定

中部電力浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）を計画の前提とする。

※火山災害の想定については、火山編に記載する。